

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	建設局下水道部下水道資源循環課 (06-6615-7525, 06-6967-0981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	除害施設設置義務の例外承認
概要	公共下水道に排除される汚水に係るBOD（生物化学的酸素要求量）とSS（浮遊物質量）については、大阪市下水道条例に基づく市長の承認を受けたときに限り、適用される排水基準が緩和されます。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例 第10条の3第3項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	当該汚水の排除により、当該汚水を処理する下水処理場からの放流水の水質が、下水道法第8条の技術上の基準に適合させることを困難にするおそれがないこと 「下水道法第8条の技術上の基準に適合させることを困難にするおそれがないこと」とは、次の通り。 ・当該汚水を受け入れる下水処理場の放流水の水質が、現状の水質より悪化しないこと ・当該汚水を受け入れる下水処理場の処理能力の範囲内であること ・当該汚水を受け入れる下水道施設の維持管理に支障をきたさないこと
標準処理期間	30日間
経由日数	なし
提出先	建設局下水道部下水道資源循環課
提出時期	隨時
提出方法	必要書類等は、事前に建設局下水道部下水道資源循環課までお問い合わせください。
手数料	なし
相談窓口	建設局下水道部下水道資源循環課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備 考	